

須賀川市 総務部
市民安全課 担当者 殿

2025年4月3日

申入書

申入者 圓谷 年雄
住 所
連絡先

【件名】

貴市における憲法違反および人権侵害の是正に関する申入れ

【申入の趣旨】

2011年（平成23年）10月26日を初回とし、計4度にわたり貴市議会が可決した、私に対する辞職勧告決議は、憲法第31条（適正手続）、憲法第13条（人格権）、憲法第14条（平等原則）および刑事訴訟法第336条（無罪推定）に明確に違反する重大な人権侵害である。形式上は「勧告」と称されるものの、その実質は断罪および制裁に等しく、明確な法的根拠を欠いた違憲行為に該当する。

当該決議がなされた当時、私は起訴前の勾留中であり、弁明や反論の機会を一切与えられないまま、一方的に議員辞職を貴市議会の決議として勧告された。これは無罪推定の原則に反し、その可決過程においても憲法が保障する適正手続がなされておらず、地方議会による制度的加害行為と評価せざるを得ない。

問題はこの違憲決議が可決されたことにとどまらず、その後13年以上にわたり、貴市がこの行為の違憲性を一切問題とせず、是正措置も講じることなく、制度的に黙認・放置してきた点にある。この長期に及ぶ沈黙と不作為は、地方公共団体としての憲法第99条違反に該当する重大な構造的問題である。

私は、行政主体による著しい人権侵害の被害者として、貴市が制度的に行った違憲・違法行為を個別の事実に即して明確に検証し、その法的評価を踏まえ、憲法および国際人権

規範に基づき、正当な是正措置を講ずるよう、以下の通り正式に申入れる。

また、本件の申入れ先を貴市総務部市民安全課とした理由は、現市長が、当時の一連の当該辞職勧告決議において賛成票を投じた市議会議員であったためであり、本件の違憲行為に制度的に関与した当事者の一人であるためである。よって、当該市長が関与する意思決定体制は、利益相反関係にあるとともに、中立的調査および判断を行ううえで適格性を欠くためである。

【申入事項】

1. 2011年度（平成23年度）の私に対する辞職勧告決議の合憲・適法性に関する貴市としての見解を、憲法・国際人権規範・法律に即して作成・公開すること。
2. 当該決議に関する全過程の事実調査を実施し、当該刑事事件において本決議が与えた影響（捜査・公判・判決等への波及）およびその法的評価を含めた調査報告書を作成・公開すること。
3. 決議における市職員および議会事務局の関与内容を検証し、法的評価を付したうえで結果を公表すること。
4. 13年以上にわたる違憲状態の放置に関し、説明責任を果たし、その統治上の責任を文書により明示し、公開すること。
5. 本件調査・是正に関し、当該決議に加担した関係者（現市長を含む）を一切の判断・調査・評価体制から排除し、中立的体制を構築すること。
6. 調査においては、外部有識者を含めた第三者検証委員会を設置すること。
7. 被害者である私に対し、制度的加害およびその放置による人権侵害について謝罪し、救済措置（公式回答・名誉回復措置等）を講じること。
8. 今後同様の違憲行為を繰り返さないため、制度的防止策（ガイドライン・倫理規程等）を整備し、その運用方針を公表し実施すること。

【申入理由】

1. 辞職勧告決議の内容・時期・性質に照らし、市職員が明白な憲法違反を黙認した
当該決議は、私が起訴前の勾留中にある時期に可決されており、反論機会も保障されないまま、人格権を侵害する断罪的意思表示が公的に表明された。市議会議事運営に関与する事務局および関係職員は、これが憲法第31条および第13条に違反することを当然認識し得たにもかかわらず、是正措置を講じなかつたことは、憲法第99条違反の黙認・不作為に該当する。

2. 違憲・違法性を認識し得たにもかかわらず、13年以上黙認し、放置した

仮に当該決議が合憲・合法であると主張するのであれば、貴市として、その根拠と法的適合性（適正手続との整合性、無罪推定原則との整合性等）を憲法および関係法令に即して明示し、かつ公開すべきである。しかるに貴市は、これまで一度も説明を行わず、違憲

性の疑いが極めて高い決議を是正することなく、あたかも合憲であるかのように、組織として沈黙と放置を続けている。これは、憲法の最高法規性を定めた憲法第98条に反する統治姿勢である。すなわち、憲法に違反する行為（当該決議）は本来、その時点で効力を持たないにもかかわらず、貴市が憲法第99条を根拠に是正することなく黙認し続けていることは、違憲状態をあたかも有効であるかのように扱ってきた重大な憲法違反である。

また、公務員の集合体として統治を担う貴市は、構成員たる市長・議員・職員らによる判断および不作為に基づく制度的的意思決定の結果について、団体としての責任を免れ得ない。よって、13年以上にわたる違憲状態の黙認は、貴市自身が憲法第99条違反の加害主体に該当する重大な統治上の問題である。

加えて、本件に見られるような違憲的決議と長期にわたる黙認という構造は、憲法および行政法の基本原理——すなわち、法の支配、立憲主義、法律の優位および留保、比例原則、説明責任原理、公的信頼保護原則等——に明確に反する。貴市がこの違憲状態を是正せず放置し続けてきたことは、制度的自制を欠いた統治の逸脱であり、地方自治体が担うべき憲法的責任を著しく損なうものである。特に、議会が「無罪推定下にある者」を制度的に断罪し、行政がそれを支えるかたちで黙認してきた事実は、立憲的行政の原則に照らして到底看過できない。

3. 決議過程における市役所内部の手続的関与の有無について

当該辞職勧告決議は、市職員による議事日程管理、文書作成、印刷・配布、議事録整備等の事務を通じて制度的に支えられていた。これは議会事務局の職務として当然であるが、中立性を要する市議会事務局が、実質的に違憲的内容を含む決議に関与していた事実、および「圓谷年雄氏に議員辞職を促す会」の文書様式が貴市の公式書類（文書体、印刷用紙）と酷似していた事実等は、貴市の関与と責任を裏付ける重要な状況証拠である。

よって、行政機構の一部が人権侵害的決議の制度的支援を行った可能性を含む本件問題は、議会と行政の中立性・分離原則に照らしても極めて深刻な問題であり、市として関与の有無と程度を検証し、その結果を明確に公表することが求められる。

4. 制度的・構造的な人権侵害の継続と再生産

当該決議の違憲性は過去の一時的問題ではなく、13年以上にわたり是正措置が取られないことで、私に対する名誉毀損・社会的信用の毀損・精神的圧迫が今もなお現在進行形で継続している。

また本件は、教育学や人権論において今日広く認識されている「いじめ」の構造にも一致する。すなわち、制度的な集団による意思決定をもって一方的に被害を与え、他の者がこれを見て見ぬふりをし、沈黙することで被害が長期にわたり継続されるという構造である。現代の人権教育においては、こうした構造において「加害者と被害者しか存在しない」とされ、黙認や傍観もまた加害構造の一部を構成する。本件における議会の全会一致

による決議、これを制度的に支えた行政、長期にわたり黙認した市職員の姿勢は、まさにこの「制度的いじめ」の典型といえる。

仮に「いじめは子どもの問題であり、政治や行政に適用すべきではない」とする反論があるならば、むしろそうした態度こそが問題の核心である。現代の教育基本法や人権教育の到達点において、いじめは年齢や場面を問わず、構造的・継続的に行われる人格権の侵害行為であり、制度の名を借りた差別・排除・断罪は、大人の社会でこそ深刻な人権問題とされるべきである。

この申入れは、子どもに「正義とは何か」「法の支配とは何か」「人権とは何か」を問われたときに、胸を張って語れる社会であるべきだという願いと責任を込めたものである。違憲・違法の制度的加害を放置し、それを是正すらしないままに未来を語ることは、主権者教育にも、民主主義にも、最も反する態度ではないか。この継続的違憲状態を容認する貴市の統治姿勢は、憲法第13条および国際人権規約（ICCPR）第14条に明白に違反する。

5. 貴市全体の制度的責任と憲法的義務の不履行

貴市は、議会を包含する地方公共団体として、違憲行為に加担した構成員を含む統治体として、憲法第98条・第99条・地方自治法その他の関係法令の下、法に基づく統治を行う義務を負っている。しかしながら、これを13年以上にわたり果たしてこなかったことは、統治機構としての無責任体制を示すものであり、厳正な憲法的評価が求められる。

本件のような違憲的制度構造が、何ら是正も検証もされずに放置され続けるのであれば、それは誰もが私自身と同じように制度的加害の犠牲者となり得る社会であることを意味する。あるいはまた、無自覚に加害の一部を担う側に立たされてしまう可能性も含んでいる。これは単なる個人の被害の問題ではなく、貴市における人権行政の根幹、民主主義社会としての制度的責任そのものである。

【結び】

私は、私自身が経験したこれまで13年以上の期間の中で、制度による断罪と沈黙の中で自死を選ばざるを得なかつた多くの人々を想いながら、いつかこれら構造的問題を世に問うべく声を上げる日を信念として生きてきた。また、今日ここに至るまでの道は、自らの存在そのものを賭けるほどの痛みと向き合ってきた日々であった。一方で、本申入れは、過去の不正義に対する感情的非難ではなく、現在も継続する制度的・構造的な違憲違法状態に対し、地方公共団体としての貴市が、自らの責任を認識し、憲法・国際法・法律に基づいて是正すべきであるとの立場から行うものである。

貴市が、主権者たる市民の人権を擁護し、「法の支配」と「立憲主義」に基づく統治を実践する機関であるならば、過去と向き合い、今こそ是正に踏み出すべきである。

尚、本申入れは、憲法第16条および第12条に基づき、違憲・人権侵害状態の是正を求

める制度的有意思表明であり、貴市の人権推進担当部局の所掌事務に明確に該当するものである。仮に本申入れの受付を拒否することがあるならば、それは「住民による基本的人権の救済要望を、行政が形式的理由により排除する」行為に他ならず、貴市が求められる人権行政の基本姿勢および憲法第 99 条に定める擁護義務に重大に反する。

よって、申入書の受理にあたっては、文書記録としてその受付を明確に残したうえで、適切な担当課への転送・処理を求める。そのうえで、本申入書に基づく調査・是正措置の実施に関し、貴市としての対応方針（調査実施の方法、時期、担当者等）について、遅くとも本申入れから 2 週間以内（2025 年 4 月 17 日）に、文書にて通知されたい。13 年以上にわたって違憲状態を放置してきたことに鑑み、さらにこれを放置・黙殺することは断じて許されない。

以上。